

## 【各論】

### 『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』

#### における「渡り侍」「浪人」

野本禎司

#### はじめに

本稿では、『武家勸懲記』（延宝三年（一六七五））、『土芥寇讎記』（元禄三年（一六九〇））、『諫懲後正』（元禄十五年（一七〇二））に記述される「渡り侍」「浪人」の記述に着目し、以下の二点について検討することを目的とする。①三書における「渡り侍」「浪人」の記述の文言異同を比較検討することで三書の関係性を探ること、②一七世紀後半における「渡り侍」「浪人」の描かれ方、及び藩政との関係を考察することである。この二点についての検討は、『諫懲後正』と『土芥寇讎記』からみえる家臣像と藩政」というテーマで取り組み、報告を重ねてきた第一班の視角にそって行なうものである。

本稿で着目する「渡り侍」「浪人」とは、一般的に次のように言われている存在である。「渡り侍」とは、ひとりの主君に奉公し続けるのではなく、主君を取り替えて生活をしてきた者であり、「浪人」とは主君に仕えていない状態の者をいう。「渡り侍」は、次ぎの仕官先を見つけるまでは「浪人」の状態となる。ゆえに、「渡り侍」と「浪人」の関係は、切り離せないものであると考える。本稿において両者を合わせて検討する所以である。

#### 一 「渡り侍」「浪人」記述からみる三書の関係性

##### 1. 記載数と記載形式

まず、三書において「渡り侍」「浪人」の記述がある大名数の確認から始めたい。表1、2によれば、『武家勸懲記』（以下、『勸懲記』と略）では一九家、『土芥寇讎記』（以下、『土芥』と略）では二三家、『諫懲後正』（以下、『後正』と略）では四家を確認できる。「渡り侍」「浪人」の記述は、『後正』において急激に減少することがわかる。

次に、三書における「渡り侍」「浪人」の記載箇所について確認しておきたい。それは、居城・大名人柄について書かれる箇所と編者批評が書かれる箇所（『土芥』では「謳歌評説」、『勸懲記』『後正』では「愚評」）の大きく二つに分けられる。『勸懲記』『土芥』では居城・大名性格の箇所に確認され、『後正』では編者批評の箇所に確認される。記載箇所に着目すると、『勸懲記』と『土芥』の共通性を指摘することができる。ただし、例外として『勸懲記』『土芥』の丹羽家（5）では編者批評の箇所に、『後正』の諏訪家（13）では大名人柄の箇所に記述があることが確認される（カッコ内の数字は表1のゴチックNo.を示す。以下同じ）。

以上、三書において「渡り侍」「浪人」の記載がある大名数とその記載形式について確認すると、三書の特徴として、①『勸懲記』と『土芥』の共通性、②『勸懲記』『土芥』と『後正』との違いを指摘できる。

##### 2. 『土芥寇讎記』『諫懲後正』の比較から

ここでは、三書における「渡り侍」「浪人」記述の文言異同について確認したい。ただし、『後正』における記述は四家のみであるため、必然的にその検討は『勸懲記』『土芥』が中心とならざるをえない。

ちなみに、三書すべてにおいて記述が確認できるのは、津軽家(10)、諏訪家(13)の二家のみであり、諏訪家においては三書を通じてほぼ記述文言に変化がない。以下、『勸懲記』『土芥』の二書における文言異同について検討したい。

両書ともに「渡り侍」「浪人」の記述が確認される大名数は一七家である(表1参照)。「勸懲記」において記述が確認された全一九家のうち、『土芥』で確認できない二家は、酒井家(4)と真田家(15)である。うち真田家は、天和元年(一六八一)に除封となつたためである。なお、『土芥』にのみ確認できるの大名家は四家である。

さて、比較検討が可能となる一七家のうち九家の場合は文言異同が確認できない(2, 7, 9, 11, 12, 14, 16, 18, 19)。この場合、漢字で表記されていたものがカタカナ表記となる場合や、「土」が「侍」となっている場合などの文言異同はないものとした。

つぎに文言異同が確認される残り八家について見ていくことにする。異同の特徴は、丹羽家(5)以外の七家全てにおいて『土芥』の記述文言が増した点にある<sup>2)</sup>。さらに、加増した記述文言を除いた箇所は、ほぼ異同がない。以上から『土芥』の編者は『勸懲記』を参考としていた可能性が高いと考えられる。その一方で加増された部分については『土芥』の特徴が示されているといえよう。以下、加増された記述の内容を見ていく。

『土芥』において加増した記述は、①『勸懲記』での内容の詳細化(1, 8, 10)、②「風俗」との関係(13, 17)、③「公儀」との関係(3, 6)の三つに分けて考えることができる。ここでは、②「風俗」との関係、③「公儀」との関係について検討したい。②「風俗」との関係について諏訪家では次のようにある。

「家ノ子多く、渡り士少シ。故ニ風俗ハ夷中メキテ不宜カラ」(13 諏訪)

これによれば、諏訪家家臣は「家ノ子」(譜代)が多く、「渡り士」(渡り侍)が少ないため家中の「風俗」が悪いと書かれており、「渡り侍」の多少と家中の「風俗」の良し悪しが関係して記述されている

ことがわかる。この点については、③「公儀」との関係にも影響してくる。

「譜代ノ士多く、渡り士少シ。故ニ風俗不宜カラ。無公儀ナル者多シ」(6真田)

真田家の場合は、諏訪家と同様に譜代が多く、「渡り侍」が少ないため「風俗」が悪いことが書かれ、さらに「公儀」馴れしていない家臣が多いと指摘されている。「公儀」との関係について、上杉家についても見ておこう。

「元来渡り侍ナク、譜代相伝之家ノ子計成故、(中略)家士ノ風俗、古式ヲ守リ、実ニ見ユル。国侍ハ、無公儀ニ見ユルト云ドモ、江戸詰ノ輩ハ、公儀ナレテ不見苦シ」(3上杉)

「渡り侍」が少なく譜代の多い上杉家家臣は、とくに江戸詰ではなく国詰の家臣が「公儀」馴れしていないと見られている。すなわち、「渡り侍」の多少が「公儀」馴れ不馴れと関係していることが推察されるのである。

ところで、「渡り侍」の多少と家中の「風俗」の良し悪しとの関係は、『勸懲記』においても確認されるが、「公儀」との関係についての記述は見られない(6, 7, 10, 11, 12, 16, 19)。「土芥」の特徴として「公儀」との関係を指摘できるであろう。

## 二 一七世紀後半における「渡り侍」「浪人」

前節では「渡り侍」「浪人」の記述から、三書の関係性や各書の特徴について検討してきた。本節では主に『土芥』における記述から、一七世紀後半における「渡り侍」「浪人」と藩政との関係を探ってみたい。

### 1. 大名家の評価基準としての「渡り侍」「浪人」

前節において「渡り侍」が少ない故に家中の「風俗」が悪いと指

摘されることを明らかにした。ここまでを検討していない『土芥』における「渡り侍」と大名家の「風俗」との関係の記述を列挙すると次のようになる。

a 「渡り侍」少し「風俗」悪

「渡り侍曾テ無之、家ノ子バカリナル故ニ、武士ノ風俗ハ不宜」(1島津)

「家士ノ風俗不宜。譜代之侍多シ。渡り侍少シ」(7南部)

「家士ニ渡り侍希レ也。風俗不宜カラ」(20太田原)

b 「渡り侍」多し大名家「風俗」良

「家ノ風俗ヨシ。渡り士多キ故也」(11松平)

すなわち「渡り侍」は、大名家を評価する際の一つの基準となっていた。では、「浪人」の場合においてはどうかであろうか。

「家ノ風俗ヨシ。故ニ諸浪人、此家ヲ望ム」(9板倉)

これによれば、「浪人」たちは、大名家の「風俗」が良いことを条件に仕官先を決めていたことが分かる。大名家の「風俗」と「浪人」との直接的な記述はこの一事例しかない。しかし、仕官先の大名家を選択していた「浪人」の記述として興味深い。次項では、「渡り侍」「浪人」が、仕官先に対してどのような条件を求めていたのを見ていくことにしたい。

## 2. 「渡り侍」「浪人」が望む大名家

### (1) 領地の位置との関係

「遠国ト云、且ツ家老ニ悪人有故、少モ有ル名浪人ハ、此ノ家ヲ不望。故ニ渡り士少ナシ」(10津軽)

「家士ニ、渡り者希レ也。遠国タル故、諸浪人家ヲ不望」(17宗)

「遠境故ニ、渡り侍ヒ此ノ家ヲ不望」(18五島)

引用史料によれば、「渡り侍」「浪人」は、大名家の領地が「遠国」(陸奥国、対馬国、肥前国)であることを望まないことがわかる。

この点について、つぎの記述にも注目したい。

「辺国タル故、国者ノ風儀ハ不宜カラ。去ドモ、在江戸之輩ニハ、国者少ク、江戸者・渡り侍ヒ多シ。…渡り侍国へ行ク事ヲ痛ム。故ニ江戸詰之侍ニハ、誉アル者も多シ」(8松浦)

これによれば、松浦家では、江戸屋敷において「江戸者」「渡り侍」を多く抱えていたが、その「渡り侍」は帰国することを嫌がっていたことがわかる。その理由は、「辺国」であるからと考えて良いであろう。つまり、「渡り侍」は江戸詰を好むのである。その結果、江戸屋敷には「誉アル者」が残ることとなっている点も注目される。

### (2) 藩政との関係

「渡り侍」「浪人」は、大名家の藩政のあり方についても仕官先を選択する基準としている。

「遠国ト云、且ツ家老ニ悪人有故、少モ有ル名浪人ハ、此ノ家ヲ不望。故ニ渡り士少ナシ」(10津軽)

先述したように津軽家の領地が「遠国」に位置するため「渡り侍」「浪人」は津軽家を仕官先として望まないのであるが、さらに「家老ニ悪人有」こともその理由となっている。同家の編者批評には、家老の「悪人」の内容について「主君ニ欲ヲ勸メ、己ガ威ヲ振ヒ、傍輩ヲ家人ノ如ク悩マス。故ニ此ノ家ヲ望ム浪人少ナシ」とある。すなわち、家老が権威をふりかざし、他の家臣を悩ませていることが、「浪人」が津軽家を望まない理由となっている。さらに「浪人」が仕官先として希望しない藩政のあり方を丹羽家の場合において探ってみよう。

「賞罰トモニ正シカラズ。故ニ、諸浪人此ノ家ヲ望ズト見ヘタリ」(7丹羽)

これは丹羽家の編者批評の記述である。これによれば、家臣に対する賞罰が正しく行われていないことが「浪人」が丹羽家を望まない理由とされている。右の二家の事例は、「渡り侍」「浪人」が藩政のあり方によって、仕官先を選んでいたことを示すものである。

つぎの例からは、「渡り侍」が藩政に関与できる地位についてこ

とよつて生じた影響を知ることができる。

「渡り侍・新参者ヲ召抱ヘテハ、或ハ用人、或子息ノ家老、且ツ勘定頭等ノ重キ役人トスル故ニ、古参ニ能キ人ナキ事、世上ニ流布ス」(2)伊達)

これによれば、「渡り侍」<sup>1)</sup>「新参者」が、藩政に關与できる重臣となることは、以前から仕えている「古参」の家臣に能力ある者がいないことを世間に知らしめることになることがわかる。

「次ニ能人ヲ不持、新参ノ侍、僅ノ切米取りヲ以、家老ニ等シク仕置、内外ノ用事ヲ申付。鹿子田某ト云者、是也。能人ナキ証トテ、世人笑之。是三ツノ非也」(3)

右の史料は、「闇将」と評価される杵築藩松平家の編者批評の一部であり、「主将」の五つの「非」の一つとして取り上げられたものである。ここでも「新参者」が家老と同じように「仕置」することは、家中に「能人」がいないことを証明しており、世間の笑いものとなることが分かる。当該期において「渡り侍」が藩政(「仕置」)に關与できる重臣となることは、大名の評価を下げるものとして認識されていたと考えられる。

### おわりに

本稿では、①三書における「渡り侍」「浪人」の記述の文言異同を比較検討することで三書の關係性を探ること、②一七世紀後半における「渡り侍」「浪人」の描かれ方、そして両者と藩政の關係を考察してきた。その結果をつぎのようにまとめておきたい。

(1)三書における「渡り侍」「浪人」記述に着目すると、『勸懲記』と『土芥』の記述が酷似しており、『後正』では記述が激減し、前二書とは性格を異にすることが指摘できる。『土芥』の編者は『勸懲記』を参照していた可能性がある<sup>4)</sup>。

(2)『勸懲記』と『土芥』における「渡り侍」「浪人」記述の文言異同を比較検討すると、①「渡り侍」の多少と大名家の「風俗」の評

価とが關係していること、②『土芥』において「公儀」に關する記述が新たに増加することの二点を指摘することができる。

(3)『土芥』における「渡り侍」「浪人」は、大名家を評価するための基準の一つとして描かれていた。その評価のあり方として、大名家の「風俗」の評価という点では「公儀」馴れしていることから好意的に(第一節)、藩政への關与という点では批判的であった(第二節)。以下、この点について若干の考察を加え結びとしたい。福田千鶴は、一七世紀前半の主従關係のあり様について「牢人」に注目し、「流動的な渡り奉公から固定的な譜代家臣への変質が望まれた」としている<sup>5)</sup>。本稿で検討した一七世紀後半においても、こうした動向をふまえ藩政への關与は譜代の者(能力のある)が望まれていたといえる。しかし、大名家の「風俗」という点では、「牢人」と同じ流動的な存在である「渡り侍」「浪人」が望まれていた。一七世紀前半の動向とは異なる展開といえる。この理由として「渡り侍」「浪人」が「公儀」馴れしていると評価されていたことが重要である。すなわち、彼らのような存在が、流動的という存在形態を残すものの、参勤交代、江戸勤番など公儀への「役」遂行のための存在として要請され、注目されたのが一七世紀後半であったといえるのではない。ゆえに、彼らのような存在が、大名家の評価基準の一つとして取り上げられたのである。『後正』においては「渡り侍」「浪人」の記述は激減する。一八世紀初頭では「役」遂行のための「浪人」「渡り侍」の存在は当たり前のものとなってきたのかもしれない。その後、藩政にまで關与する「渡り侍」「浪人」が要請されてくるのは、一八世紀後半以降のことである。

### 【注】

(1)一七世紀後半に編まれた三書において「牢人」と記載される例はないようである。ここでの「浪人」に關する問題というのは「武家奉公人系列に属する浪人」(山本英二「郷土と浪人」(林英夫・青木智男編『事典しらべる江戸時代』柏書房、二〇〇一年)と考え

ている。

(2) 丹羽家の場合は、「国詰不直」(『勸懲記』) ↓ 「国詰ハ吉シ」(『土芥』) となり、記述内容が正反対となってしまふ。この変化については、『土芥』の原本にあたって検討する必要があると考えている。

(3) 金井圓校注『土芥寇讎記』(新人物往来社、一九六七年)、四五二頁。

(4) 小関悠一郎(当班各論「『諫懲後正』と『土芥寇讎記』における記述の一致について」)によれば、『諫懲後正』においても『土芥寇讎記』の引用が明らかにされている。三書の編者に共通する書物が存在するのかなど、三書の関係性及び各書の編者を明らかにすることは今後の課題である。

(5) 福田千鶴『御家騒動』(中央公論新社、二〇〇五年)、一八二頁。この背景には「器量・器用を尊重する下剋上社会から家筋を尊重する伝統社会への転換」があった(『同書』三六頁)。なお、「伝統社会への転換」については、福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房、一九九九年)を参照のこと。

表 1 『武家勸懲記』 『土芥寇讎記』 における「渡り侍」「浪人」の記述一覧

『武家勸懲記』				『土芥寇讎記』							
No.	巻	大名	年輪	在所	石高	記述内容	No.	巻	大名	年輪	記述内容
1	13	松平光久 (島津)	60	薩摩鹿兒島	65万5600石 余	家士富メリ、渡り侍ヲナシ、家ノ子計成故ニ士之風俗不 宜トイテ共、行儀直ニシテ法ヲ守リ、古風ニシテ諸藝ヲ 學ブト云云	11	6	松平綱貴	一	渡り侍皆テ無シ之、家ノ子バカリナル故ニ、武士ノ風俗へ不 宜。物言異國人ニ近シ、然トモ武士行儀正シク、勇ヲ専トシテ、 常ニ死ヲ軽シズ。能法ヲ守リ、古風ニシテ不レ詔、諸藝ヲ學人 多シ。
2	18	4 松平光茂 (鍋島)	43	肥前佐賀	35万7000石 余	渡リ士ヌクナシ	16	7	松平光茂	59	渡り侍ヒ少シ
3	28	6 上杉綱憲	14	陸奥米沢	15万石	元來渡リ士ナク相伝ノ家ノ子計リナル故、外エ出奔ノ念 ナク、落着テ主命ヲ重シ任ヘ、風俗古風也	30	11	上杉綱憲	28	元來渡り侍ナク、譜代相伝之家ノ子計成故、外へ出奔ノ心ナ ク、落着キテ主命ヲ重シ、奉公ス。家士ノ風俗、古式ヲ守リ、実 ニ見ユル。国侍ハ、無公儀ニ見ユルト云トモ、江戸詰ノ輩ハ、公 儀ナレテ不見苦シ。
4	35	7 酒井忠清	51	前橋	13万石	家凡不直、天下之執事タル故、諸浪人家ヲ不望	37	13	酒井忠明	43	一
5	39	8 丹羽光重	54	陸奥二本松	10万7000石余	甚ク寒国ニ痛ム、諸浪人家ヲ不望、国詰不直、家士凡風俗 不直 *或人之云ク、光重分限ニ過テ人数多シトカヤ、又家士 跡式半分ニ減スト聞ユ、此計前ニ記ス、然ハ浪人此家ヲ 譜代之士多ク、渡リ士マレ也、風俗不直	41	14	丹羽長次	48	甚ク寒国ニ痛ムト聞フ。諸浪人此ノ家ヲ不望、国詰ハ宜シ、家 士之風俗不直カラ。
6	45	9 真田信房	20	信濃松代	9万石余	家士風俗不直、譜代之侍多ク渡リ士ヌクナシ	47	15	真田信房	34	譜代ノ士多ク、渡リ士少シ。故ニ風俗不直カラ。無公儀ナル者 多シ。
7	52	10 南部重信	59	陸奥盛岡	10万石	家士風俗不直、譜代之侍多ク渡リ士ヌクナシ	28	10	南部重信	73	家士ノ風俗宜カラズ。譜代ノ士多ク、渡り侍ヒ少シ
8	66	12 松浦鎮信	52	肥前平戸	6万6200石	家之風俗武勇ヲ専ラトシテ綺羅ヲミカク、辺国タル故風 儀直シカラサレ共、国者ヌクナク渡リ士多シ、新参者国 エ行事ヲイタムニ依テ江戸詰之侍ニハ譽レナル者多シ	63	19	松浦任	一	家之風俗、武勇ヲ専ラトシ、綺羅ヲミカク。辺国タル故、国者ノ 風儀ハ不レ宜カラ。去トモ、在江戸之輩ニハ、国者少ク、江戸 者・渡り侍ヒ多シ。父鎮信ハ、器量ヲ好ム故ニ、新参者ハ大略 器量ヨシ。渡り侍、国へ行テ事ヲ補ム。故ニ、江戸詰之侍ニハ、 譽アル者モ多シ。
9	98	18 板倉重常	33	伊勢龜山	5万石	家中宛行吉、家士富テ、士民豊也、風俗宜シ、故ニ諸浪人 此家ヲ望ム	94	23	板倉重冬	63	惣シテ家中へ宛行吉シ。家士富テ、士民共ニ豊也。家ノ風俗ヨ シ。故ニ諸浪人ハ、此家ヲ望ム。
10	106	19 津輕信政	31	陸奥弘前	4万7000石	家風不直、遠国タルニ依テ諸浪人家ヲ不望、ワタリ士ヌ クナシ	99	25	津輕信政	44	家風俗不レ宜カラ。遠国ト云、且ツ家老ニ惡人有故、少モ有ル レ名浪人ハ、此ノ家ヲ不望、故ニ渡リ士少ナシ。
11	107	19 松平忠親	42	信濃飯田	4万石	家ノ風俗宜シ、渡リ士有之	103	25	松平忠親	57	家ノ風俗ヨシ。渡リ士多キ故也。
12	113	20 毛利綱元	26	長門長府	3万7300石余	家中大家ノ分レタル故、風俗大様ニシテ少々奢リ有リ、 渡リ士ヌクナシ家ノ子多シ	109	26	毛利綱元	41	家中大家ノ分レタル故、風俗大様ニシテ、少々奢リアリ。渡リ 侍ヒ少シ。家ノ子多シ。
13	124	22 諏訪忠晴	37	信濃高嶋	3万石	家ノ子多ク渡リ士ヌクナシ	118	27	諏訪忠晴	52	家ノ子多ク、渡シ士少シ。故ニ風俗衷中メキテ不直カラ。
14	129	23 毛利就隆	73	周防徳山	3万石	元來家ノ子多シ、渡リ士少シ、古風ニテ家民静カナリ、	123	27	毛利元賢	21	元來家ノ子多ク、渡り侍ヲ不抱ヘ、古風ニシテ、家民共ニ静 也
15	135	24 真田氏信	42	信濃沼田	3万石	氏信文武ノ心掛ケ薄ク生得邪曲ニメ愈リ多ク、家民ヲ哀 憐憐カニ情懷ニシテ、人ヲ嘲フ故ニ諸浪人家ヲ不望 欄ク血氣ノ將タリ、世ニ唱フ故ニ諸浪人家ヲ不望	×	×	×	×	×
16	186	31 南部直政	一	陸奥八戸	2万石	家士風俗不直、譜代侍多ク、渡り侍ヌクナシ	161	33	南部直政	29	家士ノ風俗不直、譜代ノ侍多シ、渡り侍少シ。
17	188	32 宗義真	37	対馬府中	2万石	家士渡り者マレ也、遠国故諸浪人家ヲ不望	165	34	宗義真	52	家士ニ渡り者希レ也。遠国タル故、諸浪人、家ヲ不望。家士ノ風 俗・衣服以下、甚ク華麗ニ奢テ見ル
18	205	34 五嶋盛勝	一	肥前深江	1万5000石	遠境故渡り士家ヲ不望	179	36	五嶋盛備	一	遠境故ニ、渡り侍ヒ此ノ家不望
19	206	34 太田原高清	39	下野尾太田 原	1万3000石	家士渡り士マレナリ、風俗宜シカラス	180	36	太田原典清	34	家士ニ渡り侍ヒ希也。風俗不直カラ
20	7	2 松平昌親	37	越前福井	52万5200石	一	5	4	松平昌親	51	士ヲ隣ニ以テ奪フ事多シ。故ニ浪人ヌル者多シ
21	111	20 板倉重通	一	下野烏山	4万石	一	107	26	板倉重長	22	家中ノ家居ナシ。故ニ新規ニ嘗請ス。仍テ主君モ從君摺切テ、 曾テ勝手不成。是ノ故ニ暇ヲ乞ヒ、浪人ヌル者多シ。

22	139	25	伊達宗能	56	伊予吉田	3万石	—	130	28	伊達宗純	56	渡り侍・新参者ヲ召抱ヘテハ、或ハ用人、或子息ノ家老、且ツ勘定頭等ノ重キ役人トナル故ニ、古参ニ能キ人ナキ事、世上ニ流布ス。
23	×	×	×	×	×	×	×	156	32	鍋嶋直条	36	惣ノ家ノ子計リニテ、渡り侍曾テナシ。

注) 記述内容における\*は編者批評の項目に記述されていたことを示す。なお無印は居城・大名人柄の項目に記述されていたことを示す。

表2 『謙徳後正』における「渡り侍」「浪人」の記述一覧

No.	No.	巻	大名	年齢	在所	石高	記述内容
1	34	6	松平定重	62	伊勢桑名	11万石	*此家以前ヨリ出ル浪人多シトナリ、但シ家臣ニ佞奸邪曲ノ者アルカ縦へ旧臣等ニ佞奸邪曲ノ者アルトモ、其利ヲ糺シ…君ハ君臣ハ臣ト離心有テ国家治リ難シ、只主君ノ悪ヲ好ム所有ハ身命ヲ輕シ謙徳シテ普運ニ至ラシメ
2	104	14	津軽信政	56	陸奥弘前	4万2000石	*爰ニ先年津軽将監ト云フ出来家老有テ、悉古法ヲ破テ新法ニ改メ、家臣ノ困窮国家ノ憂へ…彼将監終ニハ浪人トナル。
3	115	15	諏訪忠虎	39	信濃高幡	3万石余	家ノ子ノミニテ渡リ士ヌクナシ
4	213	26	久留島通清	72	豊後森村	1万1千石	*近キ比家人雑兵百餘人扶持ヲ放、浪人サセラレ…分限ニ忘シ父祖ヨリ召仕テ所ノ人数今以テ俄ニ手前不如意ト号スル事何ノ故ゾ。…万一公用重キ時ハ何ヲ以テ勤メラルヘシ、日比手前スリ切、軍役ノ覚悟モナクテハ人主ノ心得トハ云難シ…

注) 記述内容における\*は編者批評の項目に記述されていたことを示す。なお無印は居城・大名人柄の項目に記述されていたことを示す。